

平成29年度 身体障害者福祉協議会運営補助金 評価表 NO. 8

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	吉永				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	身体障害者福祉協議会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
平成29年度 予算額	350千円		国県支出金	一般財源	その他	その他の内容		
			千円	千円	350千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	研修会及びスポーツ大会等実施事業の開催数			5回		平成34年度		
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市身体障害者福祉協議会							
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。） ・研修事業等に要する経費（食糧費を除く。） 							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営、研修及びスポーツ事業等の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以内							
上記項目の積算方法								
補助 過 去 3 ヶ 年 の 決 算 状 況 等 の	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	200,000	32.4%	200,000	32.4%	200,000	32.5%
		会費収入	100,000	16.2%	100,000	16.2%	100,000	16.3%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	100,000	16.2%	100,000	16.2%	100,000	16.3%
		市補助金	350,000	56.6%	350,000	56.8%	350,000	56.9%
		雑収入（県還付金）	65,554	10.6%	64,131	10.4%	64,944	10.6%
		（前年度繰越金）	2,422	0.4%	2,509	0.4%	188	0.0%
		計	617,976	100.0%	616,640	100.0%	615,132	100.0%
	支出	事業費	277,153	44.8%	330,348	53.6%	333,106	54.2%
		人件費	90,000	14.6%	90,000	14.6%	90,000	14.6%
		その他事務費	248,314	40.2%	196,104	31.8%	192,026	31.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	2,509	0.4%	188	0.0%	0	0.0%
		計	617,976	100.0%	616,640	100.0%	615,132	100.0%
	支出計/前年度支出計				99.8%		99.8%	
	自己資金/前年度自己資金				100.0%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金		0.7%		0.1%		0.0%		
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		8回		8回		9回		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】見直しの上で継続：縮小 団体としての統合を指摘せざるを得ない状況である。団体が高齢化するにつれて身動きが取れなくなってくると思うので、所管課は各団体の調整に尽力されたい。</p> <p>【前回評価への回答】 ・会員加入促進について、身体障害者団体と連携を図るよう努めている。身体障害者福祉協議会への会員加入促進については、手帳交付時に加入促進パンフレットを配布することで調整を進めている。</p> <p>・団体の統合に向けて、役員等と協議を進めているところである。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	スポーツ大会や芸能発表を含めた福祉大会を開催し、身体障害者（児）の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	②に該当する。 協議会の行う事業が身体障害者（児）の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）
	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。		
適格性及び妥当性	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	障害のある当事者としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	自主財源確保のための取組を始めているが、まだ軌道には乗っておらず、当面は継続した補助が必要と考えられる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	協議会の行う事業が身体障害者（児）の福祉増進に資するものとなっている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	協議会の行う事業やその運営の支援に補助が妥当な手段と考えるが、会員の減少や活動が限定的であることを踏まえ、補助金額には縮小の余地がある。
			B

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 会員の減少や活動内容から、補助金額には縮小の余地があるが、類似団体との統合を進め、会員の増に努めるよう調整を行う。 協議会の運営には継続した支援が必要であるため、	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 類似団体と統合を進めるよう協議を行っていく。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

身体障害者福祉協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる身体障害者福祉協議会等運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 身体障害者福祉協議会運営補助金に係る補助事業等は、身体障害者の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 身体障害者福祉協議会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 身体障害者福祉協議会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修及びスポーツ大会等実施事業に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、身体障害者福祉協議会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 身体障害者福祉協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 身体障害者福祉協議会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、研修会及びスポーツ大会等実施事業の開催数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 身体障害者福祉協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 身体障害者福祉協議会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。